

【内閣官房関係】

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係） 1
 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（第二条関係） 3
 【本府関係等】

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第三条関係） 5
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（第四条関係） 7
 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第五条関係） 9
 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）（第六条関係） 11
 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（第七条関係） 12
 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第八条関係） 13

【国家公安委員会関係】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第九条関係） 14
 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（第十条関係） 17
 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（第十一条関係） 19
 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第十二条関係） 27
 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）（第十三条関係） 28
 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（第十四条関係） 29
 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（第十五条関係） 31
 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（第十六条関係） 32
 【個人情報保護委員会関係】
 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第十七条関係） 33

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）（第二百二十七条関係）	271
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第二百二十八条関係）	272
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）（第二百二十九条関係）	273
商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（第三百十条関係）	274
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第三百十一条関係）	275
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百十六号）（第三百十二条関係）	276
産業競争力強化法附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）（第三百三十三条関係）	277
アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）（第三百三十四条関係）	278
弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第三百三十五条関係）	281
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（第三百三十六条関係）	282
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）（第三百三十七条関係）	283
エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）（第三百三十八条関係）	284
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（第三百三十九条関係）	286
水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（第四百十条関係）	287
【国土交通省関係】	
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（第四百四十一条関係）	288
建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第四百四十二条関係）	290
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（第四百四十三条関係）	296
国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（第四百四十四条関係）	298
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（第四百四十五条関係）	300
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（第四百四十六条関係）	311
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第四百四十七条関係）	325
海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（第四百四十八条関係）	326

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（第四百九十九条関係）	327
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（第四百九十九条関係）	328
道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（第四百九十九条関係）	330
自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）（第四百九十九条関係）	331
小型船造船業法（昭和四十一年法律第十九号）（第四百九十九条関係）	332
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第四百九十九条関係）	333
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（第四百五十条関係）	334
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（第四百五十一条関係）	346
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）（第四百五十二条関係）	350
空港法（昭和三十一年法律第八十号）（第四百五十三条関係）	353
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（第四百五十四条関係）	354
船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（第四百五十五条関係）	357
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（第四百五十六条関係）	359
鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第四百五十七条関係）	360
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（第四百五十八条関係）	361
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（第四百五十九条関係）	366
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（第四百六十条関係）	373
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（第四百六十一条関係）	378
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）（第四百六十二条関係）	381
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（第四百六十三条関係）	384
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（第四百六十四条関係）	385
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）（第四百六十五条関係）	388

【環境省関係】

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（第四百六十六条関係）	390
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（第四百六十七条関係）	392

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>七 十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第六条第一項第一号から第四号まで又は第八号のいずれかに該当する場合</p> <p>二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六条第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの</p> <p>三 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができ</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>七 十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第六条第一項第一号から第八号までのいずれかに該当する場合</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その役員のうち第六条第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

五 (略)

2 (略)

(旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)

第二十八条 (略)

2 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第四号まで若しくは第二十六条第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関する契約を締結してはならない。

3・4 (略)

5 旅行サービス手配業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第四号まで並びに第二十六条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者で、次条において準用する第十二条の十二から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅行サービス手配業務に関する研修(以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。)(の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。

(新設)

二 (略)

2 (略)

(旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)

第二十八条 (略)

2 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第六号まで若しくは該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関する契約を締結してはならない。

3・4 (略)

5 旅行サービス手配業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第六号まで若しくは該当しない者で、次条において準用する第十二条の十二から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅行サービス手配業務に関する研修(以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。)(の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。

一・二 (略)

6～9 (略)

(登録の取消し等)

第三十七条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第八号若しくは第二十六条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 (略)

2・3 (略)

(指定)

第四十一条 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一～四 (略)

五 申請者の役員のうち第六条第一項第一号から第四号までのいずれ

一・二 (略)

6～9 (略)

(登録の取消し等)

第三十七条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 (略)

2・3 (略)

(指定)

第四十一条 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一～四 (略)

五 申請者の役員のうち第六条第一項第一号から第四号まで又は第六

かに該当する者がないこと。

六 申請者の役員のうち心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がないこと。

2～4 (略)

(役員を選任及び解任)

第五十八条 (略)

2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第四十一条第一項第五号若しくは第六号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

号のいずれかに該当する者がないこと。

(新設)

2～4 (略)

(役員を選任及び解任)

第五十八条 (略)

2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第四十一条第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。